

平成29年度外国人水銀研究者育成支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、水銀に関する水俣条約の早期発効及び国外における水銀対策の進展を支援するため、熊本県、熊本県立大学（以下「県立大学」という。）及び国立水俣病総合研究センター（以下「国水研」という。）が連携して行う、水銀による環境問題があると考えられる発展途上国又は新興国・地域等（以下「対象国・地域」という。）における水銀研究者の育成を支援する事業に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 水銀研究留学生 県立大学大学院と国水研の連携大学院（以下「連携大学院」という。）において水銀研究を行い、修了後に母国又は国際機関で水銀対策に従事することを旨とする外国人で、同大学院環境共生学研究科（博士後期課程）に入学し、第6条に定めるところにより、県立大学から奨学金を受ける者をいう。
- (2) 対象国・地域 別表に定める国及び地域をいう。

(要件)

第3条 水銀研究留学生の要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 連携大学院において水銀研究を行い、修了後に母国又は国際機関で水銀対策に携わる意思を有すること。
- (2) 対象国・地域の国籍を有すること。
- (3) 来日する年度の4月1日現在で、満35歳未満であること。
- (4) 大学院（修士課程）を修了又はこれと同等以上の学力があると認められること。
- (5) 学業、研究に支障がない程度の十分な英語能力を有すること。
- (6) 日本国政府、母国政府、民間団体等から奨学金を受けていないこと。
- (7) その他知事が別に定める要件

(留学生の決定)

第4条 水銀研究留学生は、県立大学大学院環境共生学研究科（博士後期課程）の入学試験における対象国・地域からの合格者のうち奨学金の給付を希望する者の中から、知事、県立大学及び国水研の協議結果に従って、県立大学が決定する。

(留学生の受入期間)

第5条 水銀研究留学生の受入期間は、県立大学大学院環境共生学研究科（博士後期

課程)の標準修業年限である3年間を限度とする。ただし、水銀研究留学生が病気や不慮の事故等やむを得ない理由により、受入期間を延長する必要性が生じ、連携大学院が延長を認めた場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書きの場合において、受入期間の延長限度は、協議のうえ知事が別に定める。

(補助金の交付等)

第6条 知事は、水銀研究留学生に対して奨学金を給付するため、予算の範囲内で県立大学に補助金を交付する。

- 2 前項の補助金の交付に関して必要な事項は、知事が別に定める。
- 3 水銀研究留学生として決定した者に対する奨学金の給付は、県立大学の定めるところにより、同大学が行うものとする。

(留学生に対する指導及び助言)

第7条 知事、県立大学及び国水研は、水銀研究留学生に対し、勉学、研究及び本県における生活一般に関して必要な指導及び助言を行う。

(誓約)

第8条 水銀研究留学生は、別に定める様式により、水銀研究留学生として必要と認められる事項について、知事に誓約書を提出するものとする。

(修学義務)

第9条 水銀研究留学生は、最善を尽くして勉学・研究に努めるとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 連携大学院で勉学・研究に励み、修学修了時には県立大学を通じて、本県における勉学・研究の成果等を知事に提出すること。
- (2) 知事の指定する時期に、勉学・研究の進捗状況、大学院の成績等について、県立大学を通じて報告すること。
- (3) 病気等の勉学・研究を継続しがたい事由が生じた場合には、県立大学を通じて速やかに知事に報告すること。
- (4) その他知事が指示する事項

(修了後の義務)

第10条 水銀研究留学生であった者は、連携大学院における研究で修得した水銀に関する知識を活用し、母国又は国際機関において、水銀に関する水俣条約の早期発効及び実効性のある水銀対策の推進に貢献するとともに、母国と本県との友好親善関係を増進するよう努めなければならない。

(知事への状況報告等)

第11条 県立大学は、連携大学院における水銀研究留学生の研究・生活面における状況について、本人及び国水研から定期的に確認するとともに、研究・生活面において問題が生じた場合等は、速やかに知事に報告し、必要な場合は対応を協議するものとする。

(誓約違反等に対する措置)

第12条 県立大学は、水銀研究留学生が誓約した事項に違反した場合や研究成就の見込みがないと判断する等の場合には、知事と協議した上で、奨学金給付の取消など必要な措置を講ずるものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、外国人水銀研究者育成支援事業に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

対象国・地域	<ol style="list-style-type: none">1 アジア バングラデシュ、カンボジア、中国、インド、インドネシア、イラク、モンゴル、フィリピン、タイ、台湾2 アフリカ ケニア、セーシェル、タンザニア3 ヨーロッパ カザフスタン、キルギス4 中南米 ブラジル5 その他水銀による環境対策が必要と考えられる発展途上国及び新興国・地域として知事が認める国及び地域
--------	---